

### 第3回中部圏大深度地下使用協議会

日 時： 平成16年1月15日（木） 15：00～15：47

場 所： KKR ホテル名古屋 芙蓉の間

司会（村田中部地方整備局長）

それでは、時間でございますので、ただいまより第3回中部圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます中部地方整備局長の村田でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、開会に先立ちまして、国土交通省を代表しまして金井政策統括官からご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

金井政策統括官

ただいまご紹介いただきました国土交通省政策統括官の金井でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただきました皆様方におかれましては、常日頃より、私どもの大深度地下利用の行政につきましてご協力を頂戴いたしております。この席をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思っております。

申すまでもなく、大深度地下につきましては、大都市圏に残されました貴重な空間でございます。良質な社会資本の効率的な整備に寄与するものでございますが、一方で、その利用に当たりましては、既存の施設との調整、そして安全、環境などの問題に配慮する必要があるなど、さまざまな関係者の皆様方との連携調整が必要であると考えられるわけでございます。このため、私ども国土交通省といたしましても、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法、また、閣議決定されております大深度地下の公共的使用に関する基本方針などに基きまして、事業が円滑に行われますよう環境整備に努めておるところでございます。

その中で本日は、基本方針の安全及び環境に係る事項につきまして、具体的指針となります大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）及び大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）をご報告いたしまして、大深度地下利用の重要な課題であります安全の確保、環境の保全につきまして幅広いご意見を承りたいと存じておるところでございます。また、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資することになります大深度地下地盤調査マニュアル（案）につきましても、ご報告申し上げることとしておるわけでございます。

皆様方におかれましても、本協議会の間を活用していただきまして積極的に情報交換、そして連絡調整を図りまして中部圏での大深度地下利用の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

司会（村田中部地方整備局長）

ありがとうございました。では、お手元の議事次第に従いまして逐次進行させていただきますと思います。

今、金井政策統括官から国土交通省としてのご挨拶を頂戴いたしました。次に出席者紹介でございますが、お手元に出席者名簿と配席図がございます。時間の関係もございますので、これをもってご紹介にかえさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（長福計画管理課長）

なお、取材の方におかれましてはここで退席していただきますようお願いいたします。会議の概要につきましては、終わりましたら事務局からご説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

司会（村田中部地方整備局長）

議事に入ります前に、事務局から、本日の議事について皆様にご確認いただきたいことがあるようでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局（長福計画管理課長）

事務局を務めさせていただいております中部地方整備局建政部計画管理課長の長福と申します。

本日の議事に関してでございますけれども、閣議決定されました「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」におきまして、「大深度地下使用協議会においては、広く一般への公開に努めるものとする。」とされております。したがって、前回までの協議会と同様でございますけれども、本日の協議会の議事概要、議事録につきましては、会議終了後、委員の皆様方にご確認いただいた後に、中部地方整備局のホームページに掲載させていただきたいと思いますので、その旨、ご了承願います。

以上でございます。

司会（村田中部地方整備局長）

よろしゅうございますか。

それでは、次に議事の４、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について、国土交通省から説明をお願いいたします。

#### 中島大深度地下利用企画官

国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課大深度地下利用企画官をしております中島でございます。恐縮でございますが、座らせて頂いて説明をさせていただきます。

では、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）について説明させていただきます。お手元の資料１－１に基づきご説明させていただきます。なお、本文は資料１－２になります。

まず、本指針策定の目的ですが、本指針は、基本方針の安全に係る事項について具体的指針を定め、事業計画の基本方針への適合を図るとともに、的確な使用認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため策定いたします。

なお、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法におきましては、安全の確保につきまして特に配慮することとされております。大深度地下の使用の認可に当たりましては、事業計画が法第６条に基づく閣議決定である大深度地下の公共的使用に関する基本方針に適合するということを要件にしております。

この基本方針につきましては、配付しております資料の中に大深度地下のパンフレットがございます。基本方針の概要は７、８ページにございまして、そのうち、安全の確保につきましては８ページのⅢ、１、安全の確保ということで、火災・爆発、地震、浸水、停電、救急・救助活動、犯罪防止等について十分な対策を講じることとされております。

なお、この基本方針の本文につきましては参考資料の関係法令等の７ページにございます。本日も説明いたします指針（案）につきましては、この基本方針をさらに具体的にするという形になっております。

本指針の位置付けですけれども、基本方針の安全に係る事項を具体的に運用するための指針といたしまして、国土交通省都市・地域整備局におきまして、協議会のご意見を踏まえて策定いたします。そして関係部局に通知を行う予定でございます。

なお、本指針（案）につきましては、関係各省及び関係県との調整は終了しておりますが、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして、大深度地下の安全対策につきまして幅広いご意見をいただき、今後の円滑な制度運用に資するためにお示しさせていただいております。

続きまして、指針の適用範囲ですけれども、資料のとおり、法に基づき大深度地下を使用する事業を対象としております。

指針の検討経緯でございますが、この指針につきましては、大深度地下の公共的使用において配慮すべき安全の確保に関する調査検討委員会におきまして、名古屋大学の辻本先生を委員長として検討が実施されております。

次に、指針の内容です。安全の確保のために措置が必要な事項としまして、基本方針中「安全の確保」におきまして示されております火災・爆発から犯罪防止、その他の事項について措置が必要ということで、本指針では、各事項につきましの安全の確保のための措置の実施に当たりまして、事業者が留意すべき事項を示しております。

2 ページをお開きください。安全の確保についての考え方でございます。本方針では、基本方針に示された事項について安全対策を講じることといたしまして、特に不特定多数の人が利用する一般有人施設において人的被害の防止をめざすこと、具体的な対策、手法につきましては、施設ごとに危険・災害に対して効率的、効果的なものとなるよう十分検討する必要があるということで、原則としまして、対象となる危険・災害を想定して、これを防ぐ具体的な方法を示すことを重要な点として示しております。

続きまして、安全の確保のための措置でございます。こちらでは、個別の災害ごとに安全の確保のために講ずべき措置を示しております。

まず、火災・爆発ですが、火災発生を抑止します。また、線的施設での大深度地下施設と類似性を有する施設、これは具体的に言うと、既に供用されている長大トンネルといったものとなりますが、その安全対策の考え方に基づいて対策を行う、点的施設での防火防煙区画の採用、こういったことを基本に考えているということでございます。

なお、火災につきましては、出火、延焼等の段階を経まして重大な災害に進展していくことが懸念されるということで、火災の発生や被害を極力抑えること、あるいは初期段階におきまして適切な対策を実施することにより、特に人的被害の防止をめざす等の施設・設備面及び管理・運用面の対策を確立することが必要でございます。このために個別の項目につきまして、下の方で講ずべき措置を示しております。

施設の不燃化、可燃物の減少等の火災・爆発発生抑止ですが、ここでは、不燃化ですとか可燃物の利用及び持ち込みの極力抑制、ガス工作物の漏えい防止、こういったことをお示ししております。

線的施設及び点的施設の火災対策です。

具体的に言いますと、火災の覚知及び火煙への対策につきましては、情報の収集、提供、あるいは火煙の拡大範囲の極力抑制を示しております。

利用者等の避難につきましては、火煙に対しまして、危険が及ばない状況で安全な場所に避難が終了できる対策を講じる、あるいは煙の制御、拡大の極力

抑制、情報伝達及び迅速な避難誘導、こういうことをお示ししております。

円滑な消防活動の実施といたしましては、施設・設備、管理・運営面での対策、消防用進入路の適切な配置、各種センサーや非常用通信設備の設置、こういったことを示しております。

3 ページをお開きください。火災時の設備等の作動等ということで、こちらにつきましては、維持管理や関係者間の円滑な協力といったことをお示しております。

火災・爆発の施設周辺への影響の防止に関しましては、延焼拡大の防止や構造物が崩壊しないような対策、こういったことを示しております。このほかに、個別にガス工作物、少し特殊な分野ですけれども、こういったものの漏えいにより被害を生じないような対策や施設周辺住民等への悪影響を極力抑制する対策、こういったことをお示しております。

それから複合施設の火災対策につきまして、相互に影響を与えないような対策や、施設の空間構成等の複雑化等に配慮した対策を示しております。

具体的に本文ではどうなっているかということですが、資料 1-2 の 3 ページをお開きください。ここに線の施設及び点的施設での火災対策とありますけれども、全体としまして、安全対策の考え方と講ずべき措置という構成になっております。つまり、最初に考え方を示して、次に講ずべき措置を示しております。例えば、この中の講ずべき措置のところでは、先ほどの火災の覚知及び火煙への対策、利用者等の避難、あるいは円滑な消防活動の実施といったことにつきまして、さらにどういうことを講ずるべきかを具体的に示しております。

資料 1-1 の 3 ページにお戻りください。2 番目に、地震でございます。

地震につきましては、大深度地下は、地上及び浅深度地下よりも影響を受けにくいという特徴を有しております。しかしながら、地震の対策が必要な部分もあるということで、具体的には、地震を念頭に置いた接続部分での対策ですとか、活断層への配慮、対策としまして、施設設置を極力避ける等の、さまざまな耐震対策、あるいは、空気、水、エネルギーの供給ライン等への対策。これは耐震化や非常用電源の設置、こういった対策を示しております。

3 番目は浸水でございます。

地下施設におきましては自然排水は不可能でございまして、重力に逆らいました地上への排水が必要になります。それと、大深度地下は水圧が高いということで、施設の破損等が生じた場合には施設内へ漏水する可能性が高いという特性があります。したがって、こちらにお示しておりますような浸水対策、漏水への止水対策、ここでは集中豪雨、洪水等で生じる水位への止水性で

すとか排水設備の設置、漏水への止水性の向上、そういった事態が生じる場合の情報伝達ですとか避難誘導、あるいは早期警戒、情報伝達のための非常用設備の設置、こうしたことをお示ししております。

4 番目ですが、停電でございます。

地下施設は電力の供給で成り立つ人工空間でございます、停電はパニックの発生等につながるおそれがございます。したがって、仮に通常の電気を受けるシステムが停電に陥った場合でも、施設内から照明が消えないで換気等の必要な機能が維持されるシステム構築が必要でございます。そのために複数系統の受配電システムの形成、十分な容量と稼動時間を持つ非常用電源の設置、あるいは災害時に停電が発生しないような対策、こうしたことをお示しております。

続きまして 4 ページ、救急・救助活動です。

大深度地下の施設では出入り口が限定されること、上下方向の移動距離が長くなるということで、消防隊員の進入路の確保、負傷者の搬送手段の確保といった円滑な救急・救助活動が確保される必要がございます。このために施設面、あるいは管理面の対策を講じるということでございます。

6 番目は犯罪防止でございます。

大深度地下施設では、犯罪を事前に防止できるような明るく見通しのよい施設内部の空間設計、監視体制の充実、及び通信手段の確保が重要ということで、そのような設計や監視体制、通報装置の設置、あるいは出入監視ですとか管理の実施、こういった対策を示しております。

7 番目は地下施設における不安感の解消でございます。

大深度地下施設では、閉塞感とか圧迫感に起因する漠然とした不安感が、心理的な悪影響のみならず災害時のパニックの遠因となることも懸念されます。したがって、一般有人施設におきまして、これらを軽減する対策が必要でございます。このため、安全性に対する平常時からの利用者への周知、デザインの工夫、こういったことを示しております。

最後に安全情報の収集、活用でございます。

大深度地下利用に関する安全対策につきましては、国、地方公共団体及び事業者が連携しまして、事業の実施に伴って得られます安全関係の情報等を収集、整備することと、情報の共有を図り、事業への活用を進めることが必要でございます。また、大深度地下の特殊性に応じました技術開発、研究をはじめとする安全対策の確立を進め、より安全な大深度地下利用を進めることといたしております。

以上が資料 1-1、安全の確保に係る指針（案）の概要についての説明でございます。なお、本文につきましては、資料 1-2 のとおりとなっております。

司会（村田中部地方整備局長）

ありがとうございました。それでは、安全の確保に係る指針につきましてご審議をお願いいたします。ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。運輸局長さん、いかがですか。

平山中部運輸局長

特にございません。

司会（村田中部地方整備局長）

皆さん、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして議事の 5、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針についてご審議をお願いいたします。まず、説明を国土交通省からお願いいたします。

中島大深度地下利用企画官

では、引き続きまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）につきましてご説明させていただきます。お手元の資料 2-1 に基づきまして説明させていただきます。

指針策定の目的ですけれども、先ほどの安全の確保と同様、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法におきまして、環境の保全につきましても特に配慮することとされております。したがって、この環境の保全に係る指針策定の目的も、先ほどご説明申し上げました安全の確保に係る指針と同様でございます。

本指針の位置付けですけれども、こちらにつきましても、基本方針の環境に係る事項を具体的に運用するための指針といたしまして、国土交通省都市・地域整備局におきまして、協議会のご意見を踏まえて策定いたしまして、関係部に通知を行う予定でございます。

なお、本指針（案）につきましても、安全の確保に係る指針と同様、関係各省及び関係県との調整は終了しておりますけれども、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全につきまして幅広いご意見をいただき、今後の円滑な制度運用に資するため、お示しさせていただいております。

指針の適用範囲でございますけれども、こちらにつきましても、法に基づき大深度地下を使用する事業を対象としております。

指針の検討経緯でございますが、学識経験者、専門家、関係省から成ります大深度地下利用における環境に関する検討調査委員会、この委員会は、京都大学の足立先生に委員長をお願いしておりますけれども、こちらで検討を実施しております。

指針の内容でございます。

環境の保全の実施において必要な事項ということで、基本方針中、環境の保全におきましては、(1)～(5)の五つの事項を踏まえて実施するということがございます。次のページに表がございます。大きな項目としましては、地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他でございます。こういった事項につきまして、適切な環境影響評価手続、または環境対策を実施する必要があります。このため、本指針につきましては、各事項について、環境の保全のための措置の実施に当たりまして事業者が留意すべき事項を示しております。

細目は横にありますけれども、例えば、地下水では、地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下、地下水の流動障害、地下水の水質、化学反応ですと、地下水の強酸性化等、その他ですと、施設の換気等、交通機関等の大深度地下の使用、こういったことが検討項目とされております。

環境の保全のための検討の考え方ですけれども、調査の手法の選定、影響の検討の基本的手法、あるいは環境保全の措置の検討、こういった考え方を示しております。

環境の保全のための措置でございますけれども、この指針におきましては、事業特性、地域特性等に応じまして、環境影響評価手続、環境対策の実施に当たりまして必要な調査及び影響の検討を行い、必要に応じて環境保全のための措置を講じることとしております。

個別の項目としては、まず、地下水でございますけれども、地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下では、地下水及び地盤の特性の調査並びに影響の検討、あるいは漏水への止水性の向上、さらに、影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置、こういったことを示しております。

地下水の流動障害でございますけれども、施設の設置により地下水の流動障害へ影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置、こういったことを示しております。

地下水の水質でございますけれども、地下水の利用状況等の把握ですとか、水質に影響を及ぼすおそれのある場合の影響の少ない工法の選定等の環境保全措置、あるいは、汚染地下水の拡散等のおそれがある場合の影響把握と環境保全措置の検討、こういったことを示しております。

本文につきましては、資料 2-2 の 5 ページを見ていただきたいと思います。

こちらに地下水ということで、地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下、この調査及び影響の検討としては、その調査内容ですとか調査の手法、あるいは影響についての検討方法、さらに講ずべき措置をお示ししております。全体といたしまして、それぞれの項目につきまして同じような構成になっているということでございます。

資料 2-1 に戻りますけれども、施設設置による地盤変位としましては、周辺地盤の特性等の調査ですとか、施設の施工時の地盤変形・変位の防止のための対策、あるいは長期供用時の地盤変位の発生の防止ですとか環境保全措置、こういったものをお示ししております。

化学反応でございますけれども、大深度地下に存在する還元性を示す地層につきましては、酸素に触れることで地層中に含まれる物質と空気、水との化学反応が発生して地下水の強酸性化等が生じるおそれがあります。このため、大深度地下に存在する還元性の地層等地層の特性の調査、また、化学反応を生じるおそれのある場合の影響検討、環境保全措置、さらに化学反応を生じる地層の掘削土についての環境保全措置、こういったものをお示ししております。

掘削土の処理、これは大深度地下の事業ですと必ず出てくるということで、適正な処理を行うとともに、再資源化を図る等、環境への影響が著しいものとならないようにすることが必要です。そのために、掘削土の概略発生量を対象とした調査及び影響の検討、環境への影響が著しいものとなるおそれのある場合の建設汚泥の適切な処理及び再資源化、工事間利用の促進等の環境保全措置、重金属等の有害物質が含まれる掘削土の適正な処分及び管理、こういったことをお示ししております。

その他ですけれども、まず施設の換気等でございます。

地上との接続箇所が限定されることに伴って、大深度地下施設の場合、どうしてもこのような問題が生じるわけですが、大気環境への影響の把握、有害ガスの早期検出、除去等慎重な対策、こういったものを示しております。

それから、交通機関等の大深度地下の使用ということで、こちらは、交通機関等の長期的な振動が人体に与える影響を含めた検討、現況の振動、地盤の特性等の把握、周辺に影響を及ぼすおそれのある場合の影響検討等を示しております。

最後に 4 ページでございますけれども、環境情報の収集、活用でございます。国、地方公共団体及び事業者が連携いたしまして、大深度地下利用に関する環境に与える影響について、事業実施に伴って得られる情報等を収集、整備すること、学術研究機関等における調査研究が活発に行われるよう配慮し、その知見が審査において積極活用されるよう努めるといったことで事業への活用を進めるといことと、大深度地下の特殊性に応じた環境影響評価手法及び環境対

策の開発等を進めるということをお示ししております。

なお、環境の保全に係る指針（案）の本文につきましては、先ほども説明しましたとおり、資料 2-2 のとおりとなっております。

以上でございます。

司会（村田中部地方整備局長）

ありがとうございました。ただいま説明をしていただきました環境の保全に係る指針（案）につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いたいします。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、ご意見なきものと認め、次に進みます。

それでは、大深度地下地盤調査マニュアルにつきまして、国土交通省からご説明をお願いいたします。

中島大深度地下利用企画官

では、引き続きまして、大深度地下地盤調査マニュアル（案）につきまして説明させていただきます。お手元の資料 3-1 で説明させていただきますけれども、まず最初に、大深度地下の定義ということでございます。恐縮ですが、パンフレットの 4 ページをご覧ください。

こちらに絵がございますけれども、地下室の建設のための利用が通常行われない深さ、こちらは地下 40m 以深、また、建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ、こちらは支持地盤上面から 10m 以深でございます。どちらか深い方が大深度地下になるということございまして、大深度地下を特定するためには支持地盤上面の深さを特定する必要があります。このために、この大深度地下地盤調査マニュアル（案）を作成しております。

資料 3-1 に戻っていただきたいと思います。マニュアル策定の目的でございます。ただいま申し上げました、支持地盤特定のための地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下特定の一連の作業における技術的事項を定めまして、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資することを目的としております。

マニュアルの位置付けでございます。既に平成 13 年の法の施行時に使用認可申請マニュアルと事務処理要領を出しているわけですが、これを補足いたしまして、法第 2 条第 1 項に定義されております大深度地下を特定するための地盤調査に関する技術的事項を定めたマニュアルとしてとりまとめ、関係行政機関へ送付するものでございます。

マニュアルの適用の範囲でございますけれども、これも法に基づき大深度地

下を使用する事業における大深度地下を特定するために実施する地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下の特定に適用いたします。

本マニュアルの検討経緯でございますけれども、平成 12 年から大深度地下地盤調査マニュアル検討委員会で、日本大学の山田先生に委員長をしていただきまして検討が実施されております。

なお、本マニュアル（案）につきましても、既に関係行政機関及び関係県にご確認いただいているところでございます。

マニュアルの構成でございますけれども、総則といたしまして目的、内容、適用範囲等、大深度地下使用制度における地盤調査としまして、大深度地下の定義、手続の流れ、必要な地盤情報、支持地盤の定義と地盤特性、大深度地下特定のための地盤調査の方法としまして、地盤調査の流れ、調査手法と調査項目、調査手法の組み合わせ、調査の密度及び精度と大深度地下の特定、こういったものを示しております。さらに、地盤調査の計画と実施としまして、調査計画、既存資料の収集、現地踏査についてお示ししております。

大深度地下地盤調査マニュアル（案）の概要につきましては以上でございます。

司会（村田中部地方整備局長）

ありがとうございました。それでは、地盤調査マニュアルにつきましてご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

中島大深度地下利用企画官

申し遅れましたけれども、本文につきましては資料 3-2 のとおりでございます。こちらは技術的内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

司会（村田中部地方整備局長）

はい、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。では、ご意見なきものと認めます。

資料の説明は以上でございます。

これ以降は議事の 7、意見交換とさせていただきます。これまでの説明についてでも結構でございますし、それ以外のことでも結構でございます。ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。それでは、先週の金曜日に首都圏大深度地下使用協議会がございまして、ここで東京外かく環状道路、外環の検討状況の報告があったようでございます。これに関しまして、ご報告できる内容がございましたら、報告をお願いいたします。

中島大深度地下利用企画官

東京外かく環状道路につきまして、本日参考資料ということで配付させていただきます。この資料に基づき簡単に説明させていただきます。

まず、この東京外かく環状道路の位置でございます。東京の都心周辺を環状で結ぶ道路ということで、現在、関越自動車道の大泉ジャンクションから常磐自動車道の三郷ジャンクションまで供用されております。今回、首都圏の協議会で報告されましたのは、この図で西の方、破線で示されております関越自動車道大泉ジャンクションから中央自動車道を経まして東名高速道路に至ります約 16km の区間でございます。

経緯としましては、昭和 41 年に都市計画決定がなされております。その後、一時期間があきましたが、近年、東京外かく環状道路をめぐるさまざまな議論が活発になっております。

平成 13 年以降、いろいろと動きがあるわけですが、この中の平成 15 年 3 月 14 日に国と都の方針発表がございまして、A3 のペーパーですが、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）に関する方針について、国土交通省と東京都から方針が示されております。この中で外環整備は喫緊の課題ということで、3 番目の点ですが、地上部への影響を小さくするため、極力大深度地下を活用するという方針が出され、現在検討が進められているところでございます。

裏面に縦断面がございまして、右手が北になりますけれども、関越自動車道の方から地下に入りまして、一番南の東名高速道路につながるということで、地下約 40m のところにシールドトンネルを 2 本通すという図になっております。現状といたしましては、外環ジャーナル、これは国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所から発行されておりますけれども、こちらにございますとおり、環境調査ですとかパブリックインボルブメント、PI 外環沿線協議会といったものをやっております。また、区長、市長との意見交換、沿線の環境調査、そういうことが実施されているという状況でございます。

東京外かく環状道路につきまして、大変簡単でございますけれども、以上でございます。

司会（村田中部地方整備局長）

ありがとうございました。具体的なプロジェクトの事例としてご報告をいただいたわけですが、これにつきましてご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

では、もう一度、全体につきまして、どこからでも結構でございますが、ご

質問、ご意見等、言い忘れた点等ございましたら、ご発言をお願いいたします。  
よろしゅうございますか。

では、閉めさせていただいてよろしゅうございますか。  
ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、大都市圏整備課長の日野様より全体の  
総括をお願いいたします。

日野大都市圏整備課長

ご紹介いただきました国土交通省都市・整備局の日野でございます。本日は  
委員の皆様方、ご出席どうもありがとうございました。

これまでの説明にございましたように、大深度地下利用ということにつきま  
しては、そのことによって効率的、効果的な整備が進められるということがご  
ざいますし、地上部での整備に高い質を確保する、そういった効果も期待でき  
るということで、現在の我が国の大きな課題である都市再生の推進にも資する  
ものと考えております。

そこで、こういう形で事業がうまく進められるように、私ども、いろい  
ろな指針等の整備を進めてまいっております。今回お示しさせていただきました  
安全の確保及び環境は一番大きな課題として残っておったものですが、  
今回こういう形でまとまりましたので、あと、近畿圏での協議会がございます  
が、そこでのご意見も踏まえさせていただきまして、できるだけ早いうちに私  
ども都市・地域整備局長から関係各位へ通知をさせていただき、今後ご活用い  
ただけるよう扱ってまいりたいと考えております。

なお、特に申し添えさせていただきたいと思いますが、私どもの大深  
度という観点から見たさまざまな指針、基準と、実際に個別の各事業が持つて  
いる安全の基準、あるいは広い意味のチェックがございます。その二つはそれ  
ぞれ同時に満足されなければならないものだと考えております。  
今後、この指針の運用に当たりまして、それぞれ円滑に、効率的に進められる  
ように、引き続き十分な連携をとって進めてまいりたいと考えておりますので、  
関係者の皆様にはよろしくご協力をお願い申し上げまして、私からのお礼のご  
挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（村田中部地方整備局長）

どうもありがとうございました。これで予定されている議事はすべて終了い  
たしましたが、皆様方におかれましては、日野さんからお話がありましたよう  
に、引き続きご協力をお願いいたしたいと思っております。

事務局から、その他ということで何かありますか。

事務局（長福計画管理課長）

本日の議事の公開につきましては、冒頭にご説明させていただきましたとおり、その内容に従いまして行わせていただきたいと思いますと考えております。

また、会議終了後ですけれども、事務局から資料の配付と合わせまして記者へのブリーフィングを行いたいと思いますので、その旨、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

司会（村田中部地方整備局長）

以上をもちまして、第 3 回中部圏大深度地下使用協議会を閉会させていただきます。皆様におかれましては、本日、お忙しい中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

－了－